



広報しんじゅく

今号の主な内容

- 4・5面 4月から実施 介護予防・日常生活支援総合事業
- 6面 メニューコンクール レシピカードを配布しています
- 8面 1月31日(日)新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン 交通規制にご協力ください
新宿WEバスの運行ルート・時間が変わります

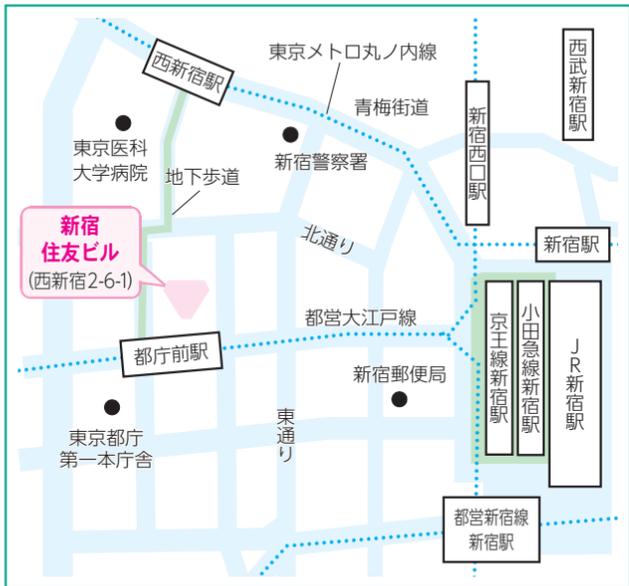


しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。



申告書の作成会場を 新宿住友ビル47階 に開設

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税率の確定申告書の作成会場を、新宿住友ビル47階(西新宿2-6-1、左地図参照)に開設します。

【開設期間】2月12日(金)～3月15日(火)(土・日曜日を除く)

※2月21日・28日の日曜日は開場しません。

【受付時間】午前9時～午後4時(相談は午前9時15分から)

※税務署内では、確定申告書の作成・相談は行いません。

※作成済みの申告書は税務署に提出してください。

※所得税及び復興特別所得税の還付申告書はすでに受け付けています。

確定申告が始まります 所得税・復興特別所得税の 申告と納税は2月16日～3月15日

国税庁ホームページで 申告書の作成ができます

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」の画面案内に従って金額等を入力すると、税額等が自動計算され、申告書等が作成できます。作成した申告書等は、印刷(白黒でも可)して税務署に提出できます。

また、作成した申告書等に電子証明書を添付して、送信(提出)もできます(e-Tax)。詳しくは、国税庁ホームページでご案内しています。



税理士の無料申告相談

確定申告に必要な書類と印鑑をお持ちの上、当日直接、会場へおいでください(車での来場は不可)。

【日程会場】左表のとおり

【相談時間】午前9時30分～12時(受け付けは午前9時30分～11時30分)・午後1時～4時(受け付けは午後1時～3時30分)

※譲渡所得のある方、税理士に依頼している方、贈与税の相談は、ご遠慮ください。

※作成済みの申告書は税務署に提出してください。



贈与税の申告と納税

平成27年中に個人から土地・建物・現金・預貯金・株式等の贈与を受け、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方や、「相続時精算課税」の特例を適用する方は、贈与税の申告が必要です。

贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成することができます。また、e-Taxも利用できます。

申告書は郵送でも 提出できます

作成済みの申告書は管轄の税務署へお送りください(新宿住友ビル内の会場へは郵送できません)。



申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、作成した申告書2部(提出用、控用)いずれもボールペンで記入)のほか、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●新宿税務署管内の方

日程(2月)	会場
1日(月)・2日(火)	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
3日(水)・4日(木)	戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
8日(月)・9日(火)	落合第一地域センター(下落合4-6-7)
15日(月)～19日(金)	区役所第1分庁舎1階ロビー(歌舞伎町1-5-1)

●四谷税務署管内の方

日程(2月)	会場
1日(月)～5日(金)	牛込竈筒地域センター(竈筒町15)
8日(月)～10日(水)・12日(金)	榎町地域センター(早稲田町85)
15日(月)～19日(金)	若松地域センター(若松町12-6)

にせ税理士にご注意を!

税理士資格のない者が、税務相談業務書類の作成・税務代理などをすることは、法律で禁じられています。資格がなく、専門知識が欠けている「にせ税理士」に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を被るおそれもあります。

税理士は税理士証票を携行し、税理士バッジを着用しています。税理士をかたる不審な人物には、十分ご注意ください。

住民税の申告書をお送りします

平成27年度の住民税(特別区民税・都民税)を申告した方等には、2月5日(金)に28年度の申告書を発送します。申告が必要の方は、左記受付期間内に区税務課(本庁舎6階)へ申告してください。申告書は郵送でも提出できます。

申告の内容は国民健康保険料・介護保険料等の算定の資料になります。収入が一定額以下の方も、申告書の提出にご協力ください。

【受付日時】2月8日(月)～3月15日(火)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。火曜日は午後7時まで)

※初日や最終日の申告窓口は大変混雑します。郵送での申告もご利用ください。

●2月28日(日)は区役所で28年度の住民税の申告を受け付けます

【受付時間】午前9時～午後5時

【申告会場・問合せ】区税務課第一係・第一係(〒160-8484 歌舞伎町1-4-1、本庁舎6階) ☎(5273)4104・1088。

問合せ

- ▼所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税等：新宿税務署(〒160-8561 北新宿1-19-3) ☎(3362)7151、四谷税務署(〒160-8530 三栄町24) ☎(3359)4451
- ▼個人事業税：新宿都税事務所(〒160-8304 西新宿7-5-8) ☎(3369)7151
- ▼住民税：区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108
- ▼国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

※社会保険料控除、高齢者のおむつ代の医療費控除、寝たきりの高齢者等の障害者控除について、2面でご案内しています。